



「不正免震ゴムが使われた建物の倒壊可能性」
不正免震ゴムが使われた建物は、地震時に倒壊する可能性があるのではないか、というのは、誰も心配になるところだ。

「地震の揺れを抑える能力」
重要なのは、今回のデータ改ざんは、免震性能の根幹である地震の揺れを抑える能力にかかるところだ。改ざんされた等価粘性減衰定数及び等価剛性が設計で想定した範囲の値でない、免震性能が十分でないため、上部構造の変形や免震層の変形が過大になり、建物の倒壊に至るような大きな変形を生じたり、免震層が過

「今回の事件と報道」
報道だけ見ていると、東洋ゴムの免震ゴムは不正に大臣認定を取得したもので、製品検査も十分でなく、満足な免震性能がないものが、全国の200前後の建物で使われているという印象を受ける。確かにそういう報道でもあながち間違いとは言えないが、国土交通省が発表した文書をよく読むと、前述のとおり、あまり正確とは言えないところもわかる。

「今回の事件が突きたった課題は大きい」
報道では、検査体制の杜撰さなどが問題視されているが、問題はそこにとどまらない。現在では、建設会社は、様々な計算で建築物の安全性を確かめ、法律で許容されるギリギリの安全性を確保しつつ過酷な価格競争を繰り広げているのが実態だ。その計算は、ほとんど精緻になっ

「不正免震ゴムが使われた建物の倒壊可能性」
不正免震ゴムが使われた建物は、地震時に倒壊する可能性があるのではないか、というのは、誰も心配になるところだ。

「地震の揺れを抑える能力」
重要なのは、今回のデータ改ざんは、免震性能の根幹である地震の揺れを抑える能力にかかるところだ。改ざんされた等価粘性減衰定数及び等価剛性が設計で想定した範囲の値でない、免震性能が十分でないため、上部構造の変形や免震層の変形が過大になり、建物の倒壊に至るような大きな変形を生じたり、免震層が過

「今回の事件と報道」
報道だけ見ていると、東洋ゴムの免震ゴムは不正に大臣認定を取得したもので、製品検査も十分でなく、満足な免震性能がないものが、全国の200前後の建物で使われているという印象を受ける。確かにそういう報道でもあながち間違いとは言えないが、国土交通省が発表した文書をよく読むと、前述のとおり、あまり正確とは言えないところもわかる。

「今回の事件が突きたった課題は大きい」
報道では、検査体制の杜撰さなどが問題視されているが、問題はそこにとどまらない。現在では、建設会社は、様々な計算で建築物の安全性を確かめ、法律で許容されるギリギリの安全性を確保しつつ過酷な価格競争を繰り広げているのが実態だ。その計算は、ほとんど精緻になっ

「不正免震ゴムが使われた建物の倒壊可能性」
不正免震ゴムが使われた建物は、地震時に倒壊する可能性があるのではないか、というのは、誰も心配になるところだ。

「地震の揺れを抑える能力」
重要なのは、今回のデータ改ざんは、免震性能の根幹である地震の揺れを抑える能力にかかるところだ。改ざんされた等価粘性減衰定数及び等価剛性が設計で想定した範囲の値でない、免震性能が十分でないため、上部構造の変形や免震層の変形が過大になり、建物の倒壊に至るような大きな変形を生じたり、免震層が過

東洋ゴム工業の免震ゴムの不正が発覚し、大臣認定が取り消されるなど、大騒ぎとなっている。大規模地震が懸念される中、「免震構造なら安心」とマンション購入の際の重要なチェック事項になっていただけに、この問題についての一般消費者の関心は高い。今回は、この不正問題について考えてみたい。

東洋ゴムの免震ゴム不正問題を考える

「東洋ゴムの免震ゴムの不正問題」
国土交通省は、3月13日、東洋ゴム工業(株)が製造した「東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承」という免震材料について、①大臣認定の

内容に適合しない製品を販売していたこととされ、認定不適合、②不正な申請書を出し建築基準法に基づき性能評価・大臣認定を受けていたこと(大臣認定不正取得)が判明し、認定取り消しな

検査担当者が、許容値を超える検査データを改ざんして許容値内に収め、追加分表された。また②の大臣認定不正取得については、同社が平成18年以降に「高減衰ゴム系積層ゴム支承」について新たに免震材料の検査を行っていたため

基準以下のゴムが使用されている可能性がある。また②の大臣認定不正取得については、同社が平成18年以降に「高減衰ゴム系積層ゴム支承」について新たに免震材料の検査を行っていたため

「不正免震ゴムが使われた建物の倒壊可能性」
不正免震ゴムが使われた建物は、地震時に倒壊する可能性があるのではないか、というのは、誰も心配になるところだ。

「東洋ゴムの免震ゴムの不正問題」
国土交通省は、3月13日、東洋ゴム工業(株)が製造した「東洋ゴム工業製高減衰ゴム系積層ゴム支承」という免震材料について、①大臣認定の

内容に適合しない製品を販売していたこととされ、認定不適合、②不正な申請書を出し建築基準法に基づき性能評価・大臣認定を受けていたこと(大臣認定不正取得)が判明し、認定取り消しな

検査担当者が、許容値を超える検査データを改ざんして許容値内に収め、追加分表された。また②の大臣認定不正取得については、同社が平成18年以降に「高減衰ゴム系積層ゴム支承」について新たに免震材料の検査を行っていたため

基準以下のゴムが使用されている可能性がある。また②の大臣認定不正取得については、同社が平成18年以降に「高減衰ゴム系積層ゴム支承」について新たに免震材料の検査を行っていたため